

ID: 260

担当部署: 上下水道局

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	長門市農業集落排水処理施設条例 第24条から第27条まで		
例規番号	平成17年条例第153号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(罰則)</p> <p>第24条 次に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第7条第1項の規定による承認を受けずに排水設備工事を実施した者</p> <p>(2) 第7条第2項の規定による届出を怠って、汚水を排除した者</p> <p>(3) 第8条の規定に違反して排水設備工事を実施した者</p> <p>(4) 第9条第1項の規定に違反して汚水を排除した者</p> <p>(5) 第9条第3項及び第11条の2の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(6) 第10条の規定に違反してし尿を排除した者</p> <p>(7) 第11条第1項の規定による届出を怠った者</p> <p>(8) 第15条の規定による資料の提出を拒否し、又は怠った者</p> <p>(9) 第16条第1項の規定に違反した者</p> <p>第25条 第13条の使用料の徴収について違反した者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>第26条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日